【平成19年6月27日法律第102号改正後】

第二款　引受業務の一部の許可

（引受業務の一部の許可）

第五十九条　外国証券業者は、第二十九条及び前条の規定にかかわらず、内閣総理大臣の許可を受けて、その行う有価証券の引受けの業務のうち、元引受契約（第二十一条第四項に規定する元引受契約をいう。次条第一項第六号ヘにおいて同じ。）への参加その他の行為で政令で定めるものを国内において行うこと（以下この節において「引受業務」という。）ができる。

２　内閣総理大臣は、前項の許可に条件を付することができる。

３　前項の条件は、公益又は投資者保護のため必要な最小限度のものでなければならない。

４　内閣総理大臣は、第二項の規定により条件を付することとしたときは、書面により、その旨を許可申請者に通知しなければならない。

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

第二款　引受業務の一部の許可

（引受業務の一部の許可）

第五十九条　外国証券業者は、第二十九条及び前条の規定にかかわらず、内閣総理大臣の許可を受けて、その行う有価証券の引受けの業務のうち、元引受契約（第二十一条第四項に規定する元引受契約をいう。次条第一項第六号ヘにおいて同じ。）ヘの参加その他の行為で政令で定めるものを国内において行うこと（以下この節において「引受業務」という。）ができる。

２　内閣総理大臣は、前項の許可に条件を付することができる。

３　前項の条件は、公益又は投資者保護のため必要な最小限度のものでなければならない。

４　内閣総理大臣は、第二項の規定により条件を付することとしたときは、書面により、その旨を許可申請者に通知しなければならない。

（改正前）

（新設）